2011.5/15

発行

# 消費生活相談コーナー

困ったときは

米原市消費生活相談窓口へ (米原庁舎1階)

相談専用 252-8088

受付 平日 9時30分~16時

## 「マルチ商法」にご注意ください!



### 事例

友人がネットワークビジネスの会員で、健康食品や日用品を買わないかと誘われている。紹介料がはいるとも聞いている。信用できるだろうか。自分としては気が向かないが、友人からの誘いということもあり返事に困っている。

この事例のように、個人を商品などの販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば報酬などが得られるとして商品を購入させ、販売組織を連鎖的に拡大し、商品やサービスの提供を行う商法を「連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法・ネットワークビジネス等)」といいます。

「簡単に稼げるアルバイトがある」と誘われたり、パーティーに参加したら、言葉巧みな勧誘で契約させられたというトラブルも見られますので、十分にご注意ください。

一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのように勧誘 してくることがありますが、「必ずもうかる」というようなうまい 話はありません。

「多量の商品を購入したが、思ったように売れず、借金だけが残った」、「職場の同僚や友人を勧誘して人間関係がおかしくなった」というケースも多いようです。

### 消費者のみなさんヘアドバイス

連鎖販売取引では、契約前に概要書面 を、契約時に契約内容を明らかにした契 約書面を交付することが義務付けられて います。

書面には、商品や金銭負担の内容だけでなく、利益の計算方法等を明示することになっていますので、書類をよく確認し、取引の仕組み、リスクなどをよく理解し、冷静な判断をすることが重要です。

「確実に収入が得られる」など、不確実な話や 事実でないことをかたった勧誘や、帰りたいと いったのに帰さないなど、問題のある勧誘は禁 止されています。

契約した場合も、契約書面を受け取った日または商品を受け取った日のいずれか遅い日から20日間はクーリングオフできます。また、中途解約もできます。



「必ずもうかる」というようなうまい話はありません。 必要ないときは、きっぱり断りましょう。